

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 58 号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和 41 年岩手県規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 10 条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して <u>5 年</u> を経過していないもの</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(技能習得手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは、42,500 円とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 2 号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である者にあつては 3,690 円、その他の者にあつては 5,850 円（盛岡市以外の市町村に居住する者であつて、<u>通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が 2 キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が 1 日 10 往復以下であるもの</u>（以下「通所が不便である者」という。）のうち自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上である者にあつては 8,010 円)</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であつて次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 10 条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して <u>10 年</u> を経過していないもの</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(技能習得手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは、42,500 円とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 2 号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である者にあつては 3,690 円、その他の者にあつては 5,850 円（盛岡市以外の市町村に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上である<u>もの</u>にあつては 8,010 円)</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

5～7 [略]

5～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。